（課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課の所掌事務）

第四百七十四条　課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課は、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務（課税総括課並びに東京国税局にあっては、資料総括課及び統括国税実査官並びに関東信越国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び福岡国税局にあっては、統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　略］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

四　［略］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十一人以内を置く。

２　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百四十七人以内を置く。

２　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第一項第三号から第七号まで、第四百六十八条の二各号、第四百六十八条の三第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号、第五号及び第六号、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条各号、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（徴収部に置く課等）

第四百八十七条　徴収部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理運営課

徴収課

機動課（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）

特別整理総括課（名古屋国税局に限る。）

特別整理総括第一課（関東信越国税局、東京国税局及び大阪国税局に限る。）

特別整理総括第二課（関東信越国税局、東京国税局及び大阪国税局に限る。）

国税訟務官室（東京国税局及び大阪国税局に限る。）

［２・３　略］

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局及び名古屋国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十一　略］

（課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課の所掌事務）

第四百七十四条　課税部の資料調査第一課及び資料調査第二課、課税第一部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課並びに課税第二部の資料調査課、資料調査第一課、資料調査第二課及び資料調査第三課は、国税庁長官の定めるところにより、次に掲げる事務（課税総括課並びに東京国税局にあっては、資料総括課及び統括国税実査官並びに関東信越国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、統括国税実査官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～五　同上］

（統括国税実査官の職務）

第四百八十条　統括国税実査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一・二　同上］

三　第四百七十二条第五号に掲げる事務のうち国税局長が特に必要があると認めた事項に関すること。

四　［同上］

五　［同上］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官六十七人以内を置く。

２　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千六百五十二人以内を置く。

２　国税実査官は、命を受けて、第四百六十八条第一項第三号から第七号まで、第四百六十八条の二各号、第四百六十八条の三第二号、第四百六十九条第二号、第四号及び第五号、第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項、第四百七十一条各号、第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで、第四百七十三条第一項第一号、第三号から第五号まで及び第七号、第四百七十四条各号、第四百七十五条第一項第二号、第三号及び第五号、第四百七十八条第一号並びに第四百八十条各号に掲げる事務を処理する。

（徴収部に置く課等）

第四百八十七条　徴収部に、次に掲げる課及び室を置く。

管理運営課

徴収課

機動課（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）

特別整理総括課（名古屋国税局に限る。）

特別整理総括第一課（関東信越国税局、東京国税局及び大阪国税局に限る。）

特別整理総括第二課（関東信越国税局、東京国税局及び大阪国税局に限る。）

国税訟務官室（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）

［２・３　同上］

（管理運営課の所掌事務）

第四百八十八条　管理運営課は、次に掲げる事務（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、機動課、国税訟務官室及び納税管理官、関東信越国税局にあっては、機動課及び納税管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［一～十一　同上］